

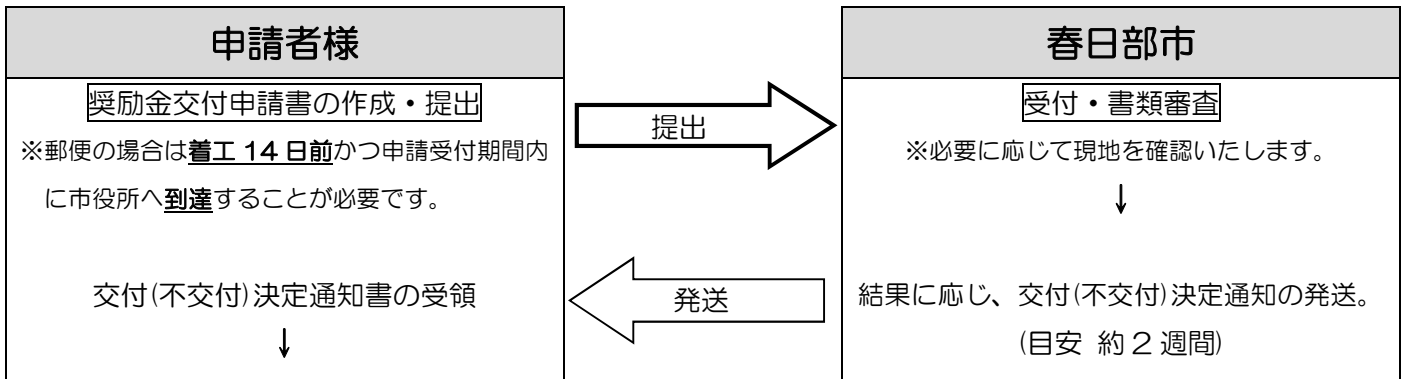
令和6年度春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業

○手続きの流れ（詳細）

★事前申請のため、必ず工事着工 14 日前までに申請して下さい。

申請受付期間：令和6年4月1日(月)～12月27日(金)まで

- ・工事着工前、事前申請のみ受付します。設備設置工事着工後、設備設置後の申請は受付できません。
- ・必要書類は全てそろえて提出して下さい。書類不備等がある場合は受付できません。
- ・予算の範囲内での実施のため、交付決定額が予算額に達した時点で受付を終了します。



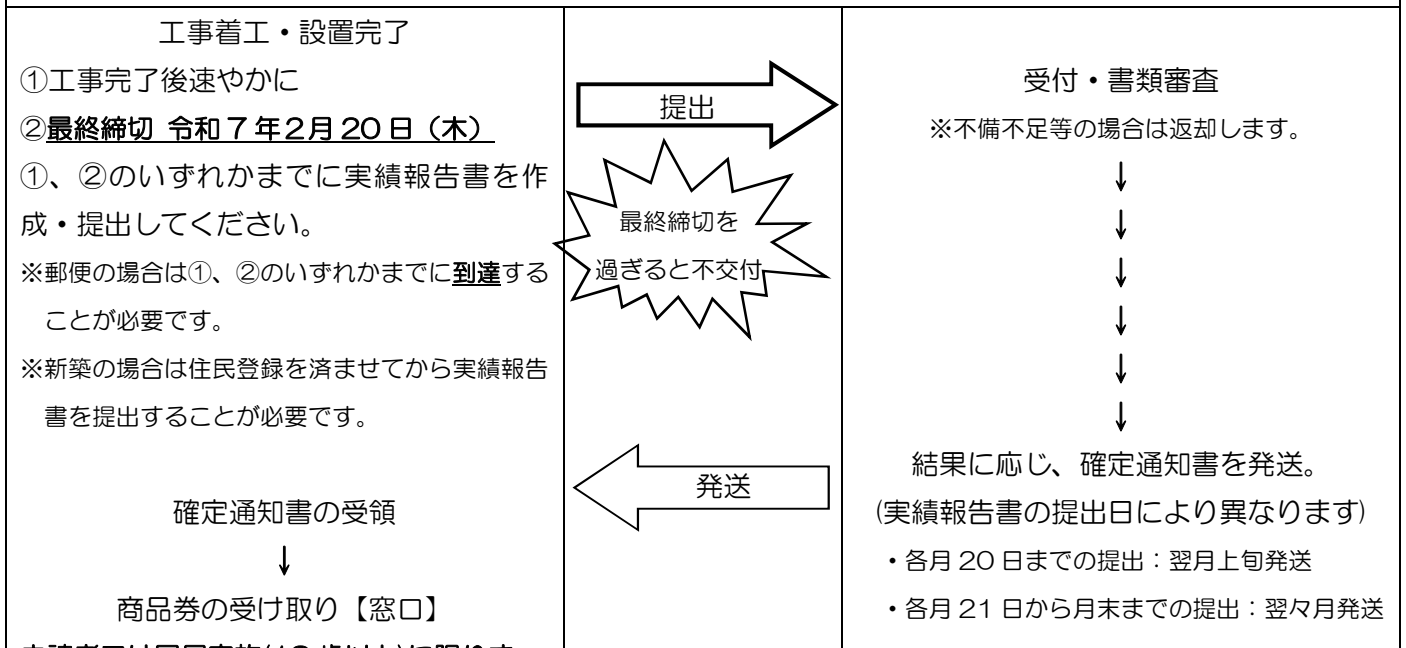
「交付決定通知書」をお持ちいただいても、奨励金の交付はできません。

設備設置後、実績報告書の提出を行い「**確定通知書**」を受領してから窓口までお越しください。

- ・次のような変更が生じた場合、工事着工前に変更承認申請書（様式第5号）を提出して下さい。
 1. 設置予定機器(形式や型名等)に変更が生じた等、補助対象設備の設置に係る計画を変更したとき
 2. 太陽電池モジュールの設置枚数、モジュールの出力に変更が生じたとき

※変更内容により交付決定額を増額または減額する場合があります。なお、予算に達した場合は増額としない場合があります。

- ・工事を取りやめる場合は「任意様式の中止届」（交付決定通知前）、「取下書」（交付決定通知後）を提出して下さい。



申請者又は同居家族(18 歳以上)に限ります。確定通知書・本人確認書類・同居家族の場合は委任状をお持ちになり来庁して下さい。

※委任状は確定通知書発送時に同封します。

【お問合せ】

〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目 2 番地 1

春日部市役所 環境政策課

電話：048-736-1136（直通）

メール：kankyo@city.kasukabe.lg.jp